

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 3 - 3
- 2 案件名 令和7年度 市・県民税納税通知書印字業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和7年（2025年）10月31日
- 5 契約相手方  
住所：西宮市津門稻荷町11番12号  
社名：塚田印刷株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
令和6年12月23日締結の「令和7年度市・県民税・森林環境税納税通知書等印刷製  
本物品売買（物品供給）契約」の見積もり合わせの際、「令和7年度市・県民税納税通知書  
印字業務委託」および「令和7年度市・県民税納税通知書封入封かん業務委託」の2業務  
を含め、一括で見積もりを取り、契約相手方を決定しているため。
- 7 問合わせ先  
課名： 市民税課 内線：2445

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 3 - 4
- 2 案件名 令和7年度 市・県民税納税通知書封入封かん業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和7年（2025年）10月31日
- 5 契約相手方  
住所：西宮市津門稻荷町11番12号  
社名：塚田印刷株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
令和6年12月23日締結の「令和7年度市・県民税・森林環境税納税通知書等印刷製  
本物品売買（物品供給）契約」の見積もり合わせの際、「令和7年度市・県民税納税通知書  
印字業務委託」および「令和7年度市・県民税納税通知書封入封かん業務委託」の2業務  
を含め、一括で見積もりを取り、契約相手方を決定しているため。
- 7 問合わせ先  
課名： 市民税課 内線：2445

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓使－1 6
- 2 案件名 令和6年度 宝塚市住基・年金・宛名管理システム統合基盤化に係る賃貸借及び保守に関する契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年） 2月 1日  
令和7年（2025年） 3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町126番地  
社名：NEC キャピタルソリューション株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本案件については、令和2年2月1日から上記契約相手方と60ヵ月のリース契約を締結し、令和7年1月31日をもってその期間が満了となるが、令和7年度中に標準化に伴う機器更新を予定しており、延長して現行システムを使用する必要があることから、上記相手方を指定した契約が必要となるもの。
- 7 問合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2470

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 9 3
- 2 案件名 自治体情報システム標準化に係るルーティング及び DNS 設定業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 ～  
令和 8 年 ( 2 0 2 6 年 ) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地  
社名 日本電気株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該契約で作業を行う市内ネットワーク機器及び DNS サーバについては、上記契約相手方が保守運用をおこなっているため、他の事業者による作業ができません。  
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：4703

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K4-190
- 2 案件名 システム標準化対応業務委託  
(共通基盤、申請管理システム、中間サーバーコネクタ)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 ～  
令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社

- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該契約で作業を行うシステムのうち、共通基盤、申請管理システムについては、上記契約相手方が構築事業者かつシステムの著作権を有しているため、他の事業者が作業を行うことができません。

また、中間サーバーコネクタについても、導入するパッケージシステムの著作権を上記契約相手方が有しているため、他の事業者による作業ができません。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：4703

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－81
- 2 案件名 健康管理システム改修業務委託  
(帯状疱疹ワクチン定期接種化対応)
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 から  
令和7年(2025年)3月31日 まで

- 5 契約相手方  
住所：岡山市南区豊成二丁目7番16号  
社名：株式会社両備システムズ

- 6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当

(指定理由)

本業務は、本市が導入している健康管理システム『健康かるてV7』における機能改修を委託するものです。

本業務にあたってはシステム開発元であり著作権を保有する上記相手方ではないと対応ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行います。

- 7 問合わせ先

課名：健康推進課

内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高-41
- 2 案件名 宝塚市高齢者バス・タクシー運賃助成券等 印刷製本 ほか
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区栄町通6丁目1-18ライオンズスクエア1004号室  
社名：東洋印刷株式会社 神戸営業所
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本案件については、令和6年12月17日発出にて見積合わせに付すも、予定価格超過により不調となった。仕様書等の見直しは困難であり、本案件を実施するためには再度の見積合わせに付す時間的猶予はなく、早急に契約手続きを開始せねばならないため、12月17日発出の見積合わせにおいて最も低い見積額であった上記相手方と随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2164

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-25
- 2 案件名 クリーンセンター焼却棟高調波抑制装置盤内機器更新補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から令和7年(2025年)3月28日まで
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市西区土佐堀1丁目3番20号  
社名： 三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
(指定理由)  
本件は、本市施設専用に設計・製作された重要な設備の補修であり製造者以外が携わることが実質不可能であることに加え、強引に他者に発注すると既存設備との取り合いにおいて不具合が発生した際の責任所在が不明確になる等著しい支障が生じるため、製造元のメンテナンス会社である上記事業者と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先  
課名： クリーンセンター管理課 内線： 8288

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 焼却炉用部品

3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内

4 契約期間 契約日 ~ 令和7年(2025年)3月31日

5 契約相手方 三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

本案件において調達する物品は、特殊な設備の部品であり、上記以外に納入可能な者はいないため。

7. 問合わせ先

課名: 管理課

87-4844

特名随意契約の理由書

1 案件番号 CR-33

2 案件名 高圧復水器ルバー補修

3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内

4 契約期間 契約日 ~ 令和7年(2025年)3月31日

5 契約相手方

住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号

社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

本件については、本市施設用に設計・製作された、重要な設備の補修であり、同様設備の施工経験を有し、その構造を把握している必要があります。また、製造者以外のもので施工した場合、その施工部分との取り合いにおいて不具合が出た際の責任所在が不明確になる等の支障を生じます。よって、現在、製造メーカーの事業を引き継いでいる上記の者と随意契約を行います。

7 問合わせ先

課名：クリーンセンター管理課

内線：8288

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 3 - 6 5
- 2 案件名 手塚治虫記念館館内展示再整備業務委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町地内
- 4 契約期間 契約締結日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

- 5 契約相手方

住所：東京都新宿区高田馬場 4 丁目 3 2 番 1 1 号

社名：株式会社手塚プロダクション

- 6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条 第 1 項ただし書 該当

（指定理由）

この業務は、手塚治虫氏とその作品をテーマにした記念館内展示物の清掃、点検、補修、展示ケースの清掃、蛍光灯の取替等を行い、展示物の美観、清潔、及び機能の保持を目的としている。当館の展示空間は、手塚治虫の作品世界を再現しており展示物自体の修繕や、清掃など業務遂行にあたっては、展示品の評価と意義、取扱等に精通していなければならない。

前記の業者はこれらの一切を、手塚作品の著作権者として監修すべき立場にあり、さらに、展示物の収集・制作及び展示作業の一切を実施し、展示物の取扱方法や展示効果等を熟知している。

したがって、本件業務を受託できるのは前記の業者をおいてほかに無い。

- 7 問い合わせ先

課名：手塚治虫記念館 内線：8250